

書類審査

令和元年度

火葬料差額助成金

評価表

NO.

11

所管部課名	環境課	担当者	村岡 実					
事務事業名	葬斎場管理費							
根拠法令	薩摩川内市補助金等基本条例、薩摩川内市火葬料差額助成金交付要綱							
補助経過年数	11年以上15年以下							
令和元年度 予算額	300 千円	国県支出金 0 千円	一般財源 300 千円	その他 0 千円	その他の内容			
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	市内葬斎場使用実績 (死亡者の住所が本市にある場合に限る。)	——	令和6年度					
成果指標②	火葬料差額助成実績 (さつま町への使用負担金の実績を含む。)	——						
補助対象者	(1) 死亡又は死産に伴う火葬の場合、当該火葬の許可を申請した者 (2) 改葬に伴う火葬の場合、当該改葬の許可を申請した者							
補助対象経費	本市市民が死亡した場合、胎児を死産した場合及び墓地又は納骨堂の遺骨を改葬した場合の火葬に係る市外火葬料							
補助対象事業・活動の内容	市外の葬斎場における火葬							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☒ その他						
補助金額又は補助率	市外火葬料が市内火葬料を上回る場合の差額（上限15,000円）							
上記項目の積算方法	市外火葬料－市内火葬料＝火葬料差額助成金（上限15,000円）							
補助を 受ける 事業 (団体) 等の 決算 状況	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
		(前年度繰越金)						
		計	0				0	
	支出	事業費						
		人件費						
		その他事務費						
		(翌年度繰越金)						
計		0		0		0		
支出計/前年度支出計								
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金								
交付件数		33		14		13		
成果指標の推移①		1,078		1,131		1,089		
成果指標の推移②		157		125		120		
特記すべき事項等	【前回評価】 平成28年度「現状のまま継続」 【前回評価への回答】 特になし 【事業のPR方法】 市ホームページに掲載のほか、該当者に個別に紹介。 【費用対効果】 遺族等の負担軽減 【補助事業以外の事業】 特になし 【その他】 一人暮らしの高齢者の増加に伴い、市外に住む家族のもとで最期を迎えるケースが増えている。							

別紙参照

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	火葬は、親族の間で行われる行事として市民生活の中で誰もが執り行う可能性があり、その火葬料の公平性を保つことは、公益性があると考ええる。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	火葬料は、本市も例外ではなく、市外利用者に対しては高めに設定されている。市外の葬斎場で火葬を行うことは、故人の入院先であったり、親族の居住地であるなど、やむを得ない事情があることから、行政が市民の公平な火葬料の負担のために、助成を行うことの必要性は十分あると思われる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	助成制度の利用により、やむを得ない事情による市外火葬について、市内料金とほぼ同等の火葬料の負担となっているが、近年は県外の葬斎場利用者の申請が見受けられ、特に都市部の葬斎場においては、火葬料が高額になってきている。（H28～H30実績最高額：大阪府内
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	市外での火葬は、本市では実施できない。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	適当な政策手段は、差額助成以外に考えられない。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	本市の火葬料金を基準に助成している。 なお、上限を設定することにより、過度な助成とはなっていない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 公平な火葬料負担の観点から、今後も現状のまま継続したいと考えている。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

○薩摩川内市火葬料差額助成金交付要綱

平成16年10月12日

告示第69号

改正 平成19年3月28日告示第131号

平成24年2月27日告示第103号

平成25年9月25日告示第709号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、火葬料差額助成金（以下「助成金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、地域的事情や特別な事情により、本市内の葬斎場において火葬が行われず、市外の葬斎場において火葬が行われた場合の火葬料に係る市民の負担の軽減を図り、市民福祉の向上に寄与することを目的に、予算の範囲内において、助成金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内火葬料 薩摩川内市葬斎場条例（平成16年薩摩川内市条例第169号）別表で定められている死亡者（死産児の場合は母、改葬骨の場合は使用者）の住所が本市にある場合に適用する火葬料をいう。
- (2) 市外火葬料 市外に存する葬斎場が定めている火葬料をいう。

(助成の要件)

第4条 助成の対象は、次の各号のいずれかに該当する場合における火葬とする。

- (1) 本市市民（本市に住所を有する者（市長が公益上その他特に必要と認める者を含む。）をいう。以下同じ。）が死亡した場合
- (2) 本市市民が胎児を死産した場合
- (3) 本市市民が墓地又は納骨堂の遺骨を改葬した場合

(助成対象者)

第5条 助成金の助成を受けることができる対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 死亡又は死産に伴う火葬の場合 当該火葬の許可を申請した者
- (2) 改葬に伴う火葬の場合 当該改葬の許可を申請した者

(助成対象経費)

第6条 助成の対象とする経費は、第4条各号に規定する場合の火葬に係る市外火葬料とする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、前条の市外火葬料のうち、当該市外火葬料が市内火葬料を上回る場合の差額とする。ただし、1件につき1万5,000円を限度とする。

(交付の基準)

第8条 助成金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを行わない。

- (1) 第4条から前条までに規定する要件等を満たさない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、助成金を交付することが適当でないと認める場合
(助成金の交付申請)

第9条 助成対象者は、第7条に規定する助成金の交付を受けようとするときは、火葬料差額助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に市外の葬斎場において火葬を行ったこと及び市外火葬料を支払ったことを証する書面を添えて、火葬を行った日の翌日から起算して6箇月以内に市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、火葬料差額助成金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、当該助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 助成対象者は、決定通知書を受理したときは、市長の指示するところにより、当該助成金の交付を請求することができる。

(調査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、助成対象者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員にその内容を調査させることができる。

(助成金の返還)

第13条 市長は、助成対象者が虚偽の申請その他不正の行為により助成金の交付を受けていると認めるとき、又はこの告示に規定する義務に違反していると認めるときは、当該交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(成果)

第14条 この助成金の交付を通じて得ようとする成果は、地域的事実等にかかわらず、火葬に係る公平な市民サービスを提供することとする。

(見直しの期間)

第15条 助成金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第16条 助成金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、市内葬斎場使用実績及び助成実績の動向等を指標に用いて測定するものとする。

(助成金の交付を受けた者の責務)

第17条 助成金の交付を受けた者は、本市の環境政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年10月12日から施行する。

附 則(平成19年3月28日告示第131号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月27日告示第103号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年9月25日告示第709号)

この告示は、平成25年10月1日から施行する。